

## 特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

### 事務局運営細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク（以下「法人」という。）の事務局機能を定めるものとする。

#### (職員)

第2条 事務局に職員1名以上をおくことができる。

2 研究支援のための職員をおくことができる。

#### (報酬)

第3条 事務局職員および研究支援の職員には報酬を支払うことができる。

#### (事務業務の委託)

第4条 事務局は、理事会の承認を得て、事務業務の一部を外部業者に委託することができる。

#### 附 則

1 この細則は、理事会の議を経て変更できる。

2 この細則は、法人の成立日から施行する。

3 この細則は、平成27年2月7日に変更

4 この細則は、平成29年7月27日に改正